

独立行政法人 水資源機構が発行する
「サステナビリティボンド」への投資について

相模原市は、このたび、独立行政法人水資源機構が発行するサステナビリティボンド（以下「本債券」）への投資を決定しました。

本債券の発行により調達した資金は、今後懸念される気候変動による渇水の頻発化や豪雨災害の更なる激甚化等の課題に対して、その被害を回避・軽減するために必要不可欠なダム及び用水路などの建設事業等に充当され、国連の持続可能な開発目標（SDGs）^{注1}の達成にも貢献するものです。

なお、「サステナビリティボンド」とは、調達資金の使途が、①気候変動緩和・適応に資するもの（本債券については気候変動適応^{注2}）や環境改善効果を有するものであること（グリーン性）及び、②社会的課題の解決に資するものであること（ソーシャル性）の双方を有する債券です。

また、本債券は、「ソーシャルボンド原則2020」、「サステナビリティボンド・ガイドライン2018」、「グリーンボンド原則2018」及び「環境省グリーンボンドガイドライン2020年版」に適合している旨、株式会社格付投資情報センター（R&I）から第三者評価を取得しており、第三者評価の取得については、環境省の「適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業」の補助金交付対象となっております。

相模原市は、その公共性・公益性に鑑み、持続可能な社会の形成に寄与すべく、社会的使命・役割を果たしてまいります。

<本債券の概要>

銘柄	第21回水資源債券（サステナビリティボンド）
年限	3年
発行総額	100億円

注1) 持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連持続可能な開発サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が掲げる、加盟各国が2030年までに達成すべき17の目標と169のターゲット

注2) 地球温暖化を主たる要因とした地球規模での気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ること